

議案第 8 号

調布市アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 27 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

アナログ規制の見直しに伴い、関係条例を整備するため、提案するもの
あります。

調布市アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(調布市公告式条例の一部改正)

第1条 調布市公告式条例(昭和30年調布市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名」を「署名(地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。)を」に改め、同条第2項中「掲示して」を「掲示し、又はインターネットを利用して」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「を除く外」を「又は」に改め、「て市長印を押さ」を削り、同条第2項中「第2条」を「前条」に、「前項」を「規則及び前項」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

(調布市行政手続条例の一部改正)

第2条 調布市行政手続条例(平成7年調布市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を行政手続法第15条第4項に規定する総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を調布市公告式条例(昭和30年調布市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲

示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「第3項」を「第4項」に改める。

第22条第3項中「第3項」を「第3項及び第4項」に、「と、」を「と、同項中」に改め、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第3項及び」を「第3項及び第4項並びに」に、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「第3項後段」を「第4項後段」に改める。

(調布市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 調布市職員の退職手当に関する条例(昭和30年調布市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「前項の規定による通知をする場合において、」を削り、「当該処分の内容を調布市公告式条例(昭和30年調布市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代える」を「前項の規定による通知を、公示の方法によって行う」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 調布市行政手続条例(平成7年調布市条例第33号)第15条第4項の規定は、前項の公示の方法による通知について準用する。

第13条に次の1項を加える。

11 調布市行政手続条例第15条第4項の規定は、前項の規定において準用する前条第2項の規定による通知について準用する。

第14条第4項中「(平成7年調布市条例第33号)」を削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 調布市行政手続条例第15条第4項の規定は、前項の規定において準用する第12条第2項の規定による通知について準用する。

(調布市財政状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 調布市財政状況の公表に関する条例（昭和30年調布市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「調布市公告式条例の定める掲示場に掲示する外公表の日から6ヶ月間何人も市長の指定した場所で閲覧することができる」を「インターネットを利用して行うものとする」に改める。

（調布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第5条 調布市後期高齢者医療に関する条例（平成20年調布市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「は、調布市公告式条例（昭和30年調布市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする」を「については、調布市税賦課徴収条例（昭和30年調布市条例第10号）第18条の規定を準用する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに次項の規定は、令和8年5月21日から施行する。

（公示送達等の方法に関する経過措置）

2 第2条の規定による改正後の調布市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）並びに第3条の規定による改正後の調布市職員の退職手当に関する条例の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後にする公示の方法による通知について適用し、同日前にした公示の方法による通知については、なお従前の例による。

3 第5条の規定による改正後の調布市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。